

申請時	お問い合わせ	回答
申請方法	書類を郵送で提出したい。	一回目は、 <b>直接窓口</b> にお持ちください。
	申請者が窓口に行くことができない。	工事業者の方でも受付可能です。 委任状は必要ございません。
	なぜ申請前に一度連絡しないといけないのか。(パンフレット記載)	予算の関係で、申請する補助金額を全額交付できない可能性があるためです。
申請者	個人事業主は対象になりますか。	いいえ。対象外です。
	本社が茨木市外でも申請できますか。	はい。改修する事業所が茨木市内でしたら対象になります。
申請書(様式第1号)	押印する場合は、丸印か角印どちらですか。	丸印を押印してください。
	申請者の肩書は必要ですか。	必要です。
事業計画書(様式第2号)	導入設備の数が多いため、書類一枚に収まりません。	本書類を複数枚提出して頂くか、本書類と別紙にまとめたものをご提出ください。別紙をご提出の場合は、本書類の該当箇所に「別紙参照」とご記入ください。
	設備の名称とは何ですか。	設備の種類と型式番号をご記入ください。(例)照明(L12345ED)、空調(EC54321)、パネル(TK250PN)
	設備の性能とは何ですか。	設備の消費電力、出力数等をご記入ください。例)照明(75W)、空調(暖1.8/冷1.7)、パネル(250W)
	算出根拠を別紙に作成しても良いか。	はい。本書類の算出根拠には「別紙参照」とご記入ください。
算出根拠(省エネ)	メーカーが算出した二酸化炭素削減量の数値を利用しても良いか。	メーカーの算出方法が、市の基準と異なる場合があります。異なる場合は使用できません。
	メーカーが算出した電気使用量の数値を利用しても良いか。	各設備の消費電力が、カタログと一致していれば可能です。
算出根拠(太陽光パネル)	一年間の二酸化炭素削減量はどのように算出すれば良いですか。	一年間の発電量×二酸化炭素排出係数(パンフレット記載)で算出します。また、一年間の発電量の根拠として、メーカー等によるシミュレーションが必要です。
	発電量のシミュレーション設定地点が、茨木市内のものではない。	設置場所の方角などにより、別地点の方が市内のものより数値が正確な場合はお使いいただけます。
収支予算書(様式第3号)	金額は税込みか税抜きどちらですか。	税抜きです。
	値引きがある場合は、どのようにすれば良いですか。	区分の項目に空欄がありますので、そちらに「値引き」と記入してください。
	既存設備の廃棄費用は補助対象経費に含まれますか。	含みません。他にもメーカー搬入費、配送料、申請手続き代は補助対象外の経費です。
見積書	補助対象外の経費が含まれています。	問題ございません。収支予算書(様式第3号)は、補助対象外経費を除いたものをご記入ください。
現状図	現状図とは何ですか。	現状の申請機器の配置がわかる書類です。改修後、設備の数や配置が変わる場合は、改修後の配置図も作成してください。こちらを参考に現地確認を行います。
	建物の設計図など、詳細なものが必要ですか。	いいえ。Wordなどで図形を配置したような簡易なもので問題ないです。ただし、どの設備なのかわかるように番号などを記入してください。
カラー写真	全ての写真が必要ですか。	はい。改修機器をすべて撮影してください。写真1枚に複数の設備が写っていても構いませんが、撮影した機器が現状図記載の機器になるのかわかるように数字などを記入してください。
	既に設備を処分してしまい、撮影ができません。	設備の確認ができないものは補助対象外になります。
カタログ(既存・導入)	機器が古いためカタログが残っていません。	照明器具の場合は、ランプ本体に消費電力が記載されていることがありますので、写真を提出してください。 他の設備については、メーカーに確認してください。
登記事項証明書	取得から3カ月過ぎています。再発行が必要ですか。	はい。
その他	補助金交付決定までにどれくらいかかりますか。	改修の規模にもよりますが、最短で約2週間お時間をいただきます。書類に不備がありましたら、その分お時間がかかりますので、余裕をもって申請してください。
	工事はいつから始めても良いですか。	補助金の交付が決定した日以降です。交付決定前に工事を始めた場合、補助金をお渡しできません。
	導入設備が届く目処が立っていませんが、申請をしたいです。	導入設備が届く目処がたってから申請してください。3月15日までに工事(施工業者への改修費用の支払いも含む)が終わらない場合は補助金をお渡しできません。

市の様式	質問	回答
二酸化炭素削減算出シート	設備が多いため、記入欄が足りません。	記入欄をご自身で増やしていただいて構いません。
	補助対象経費は税込みですか。	いいえ。税抜きです。
	メールでの提出は可能ですか。	一回目は、印刷したものをご提出ください。

報告時	お問い合わせ	回答
実績報告書（様式第8号）	押印する場合は、丸印か角印どちらですか。 肩書は必要ですか。	申請の際に、「申請書（様式第1号）」に押印した丸印と同じものです。 必要です。
事業実績報告書（様式第9号）	導入設備の数が多いため、書類一枚に収まりません。	本書類を複数枚提出して頂くか、本書類と別紙にまとめたものをご提出ください。別紙をご提出の場合は、本書類の該当箇所に「別紙参照」とご記入ください。
	設備の名称とは何ですか。	設備の種類と型式番号をご記入ください。（例）照明（L12345ED）、空調（EC54321）、パネル（TK250PN）
	設備の性能とは何ですか。	設備の消費電力、出力数等をご記入ください。例）照明（75W）、空調（暖1.8/冷1.7）、パネル（250W）
	算出根拠を別紙に作成してもよいか。	はい。本書類の算出根拠には「別紙参照」とご記入ください。
工事契約書	契約書を作成していません。	注文請書と発注書の写しでも、可能です。申請者と工事業者の印があり、契約金額がわかるものをご用意をお願いいたします。
カラー写真	全ての写真が必要ですか。	はい。改修機器をすべて撮影してください。写真1枚に複数の設備が写っていても構いませんが、撮影した機器が現状図記載（申請時提出のもの）のどの機器になるのかわかるように数字などを記入してください。
竣工検査報告書	竣工検査報告書とは何ですか。	設備改修後に、設備が問題なく作動したかを証明する書類です。ない場合は、 <b>※竣工検査試験記録書</b> の作成を工事業者をお願いしてください。
収支決算書（様式第10号）	金額は税込みか税抜きどちらですか。	税抜きです。
	値引きがある場合は、どのようにすれば良いですか。	区分の項目に空欄がありますので、そちらに「値引き」と記入してください。
	既存設備の廃棄費用は補助対象経費に含まれますか。	含みません。他にもメーカー搬入費、配送料、申請手続き代は補助対象外の経費です。
領収書コピー	領収書が発行されません。	<b>※受領金額証明書</b> の作成を工事業者をお願いしてください。
	但し書きは必要ですか。	はい。どのような工事をしたのかわかるものが、必要です。（照明器具の改修工事費など）
市税完納証明書（様式11号）	どこで手続きをすれば良いですか。	市民税課です。
その他	工事の内容が申請時のものから変更になりました。	手続きが必要になりますので、環境政策課にご連絡をお願いいたします。場合によっては、補助金の減額や交付ができない可能性がございますので、工事の変更前にお知らせください。

※市で用意している様式

市の様式	質問	回答
二酸化炭素削減算出シート	設備が多いため、記入欄が足りません。	記入欄をご自身で増やしていただいて構いません。
	補助対象経費は税込みですか。	いいえ。税抜きです。
	メールでの提出は可能ですか。	一回目は、印刷したものをご提出ください。
受領金額証明書	金額は税込みで記入ですか。	いいえ。税抜きの金額をご記入ください。
	押印は担当者印で良いですか。	いいえ。社印を押印してください。（丸印、角印どちらでも受付可能） 修正箇所に担当者印（工事業者）を押印することは問題ありません。
	メールでの提出は可能ですか。	いいえ。原本を提出してください。
竣工検査報告書	押印は担当者印で良いですか。	いいえ。社印を押印してください。（丸印、角印どちらでも受付可能） 修正箇所に担当者印（工事業者）を押印することは問題ありません。
	メールでの提出は可能ですか。	いいえ。原本を提出してください。